

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報



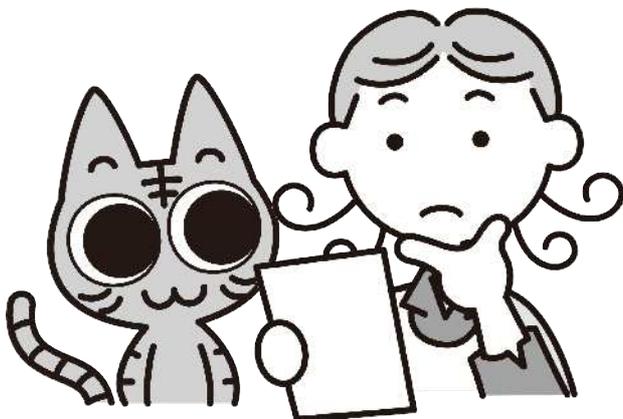
「損害保険が使える」と 勧誘する住宅修理サービスの トラブルに注意!

事例

台風の後、壊れた屋根を見て訪問してきた修理業者から、損害保険を使えば無料で修理できると言われたので、保険申請の代行と修理を依頼した。その後、保険会社からは保険の対象外と言われ、高額な修理代が全額自己負担となってしまった。

アドバイス

自然災害による被害で住宅の修理等が必要な場合でも、契約前に保険会社に確認する等、慎重に契約しましょう。



- ◆ 保険申請の代行をキャンセルしたら高額な違約金を請求された、という相談もあります。
- ◆ 保険金が使えると勧誘する業者が来ても、すぐに契約せずに、必ず、損害保険会社や保険代理店に確認しましょう。
- ◆ 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法等の様々な相談が寄せられます。困ったときには、早めに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

消費生活課 ニャン吉

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

お金の追われない生活を、取り戻しましょう。



◆生活再建支援相談のご案内

「住宅ローンや教育費が家計の負担になっている」「税金、健康保険料を払いたくても払えない」など、お金のことで困っている方は、ひとりで悩まないで「生活再建支援相談」を利用しましょう！

相談は無料です。

- ▶ 電話相談では、相談内容に適した法テラスなどの専門機関の案内や債務整理に関する情報提供をいたします。
- ▶ 面接相談ではそうした情報提供に加え、借金をしない生活を営めるよう、家計管理を軸に専門家が今後の生活の立て直し等についてアドバイスします。

- 電話相談：045-312-1881 (月・木 13時~18時)
(月・木が祝・休日に当たる場合は翌日に実施します)
(年末年始及びかながわ県民センターの休館日を除く)
- 面接相談：予約制
(事前に045-312-1881で日程調整してからお越しください)



- ※ 相談にあたっては、債務や家計の収支が分かるものをできるだけ持参してください。
- ※ 面談は土日、祝・休日も可能。ご都合に合わせてご利用ください。
- ※ 法律に関わる問題を解決する法律相談員と家計再生をサポートする家計相談員が相談に応じます。

相談窓口設置場所

かながわ中央消費生活センター(かながわ県民センター6階)

神奈川県生活再建支援相談は、神奈川県の委託事業として生活クラブ生活協同組合が実施しています。

知っておきたい 消費生活のキーワード



SNSやミ金 (個人間融資)



SNSや「掲示板サイト」を通じて、見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」が増えています。SNSで「融資」という言葉で検索すると、「個人間融資」に関する投稿が表示されます。SNSだと相手の顔が見えないので、つい軽い気持ちで借りてしまいがちですが、高額な利息を請求され、返済に行き詰ってしまうこととなります。金銭の貸し借りを事業として行う場合は、出資法に基づき金利は年20%以下に制限されています。個人の貸し借りでも年109.5%を超える利息は出資法違反となります。「個人間融資」の書き込みを通じて見知らぬ相手から融資を受けるのはやめましょう。貸金業登録のある業者かどうかは、金融庁ホームページ(<https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>)での確認、または神奈川県金融課045-210-5690(直通)へ連絡して確認しましょう。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Twitter @kanagawa_shouhi https://twitter.com/kanagawa_shouhi

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話: 045-312-1121(代表) / FAX: 045-312-3506

